

来目部の役割

— 来目部の「ワザ」と「ウタ」 —

多田元

来目部の役割

『序』 問題点の所在 —— 「ワザ」への視点 —

イ、「ワザハヒ」と歌

① 神倭天皇、秋津嶋に経歴たまひき。熊に化れるもの川に出でて、天劔高倉に獲たまひき。尾生ふるひと径を遮へて、大鳥吉野に導きまつりき。舞を列ねて賊を攘ひ、歌を聞きて仇を伏せたまひき。

(記序文)

② 初めて、天皇、天基を草創めたまふ日に、大伴氏の遠祖道臣命、^② 大来目部を帥て、密の策を奉承けて、能く諷歌倒語を以て、妖氣を掃ひ蕩せり。

(神武紀元年正月条)

③ 三月の辛酉の朔丁卯に令を下して曰はく、「我東を征ちしより、茲に六年になりたり。頼るに皇天の威を以てして、凶徒就戮されぬ。辺の土未だ清らず、余の妖尚梗れたりと雖も、中洲之地、復風塵無し。

(神武即位前紀)

傍線部①・②によれば同一のものを指していると理解されてよい。その違いを説明するなら、「マツロハヌモノ」が現実として外面に現れる場合が「アタ」であり、その背後の内在として認識されるものが「ワザハヒ」であると言えよう。この「ワザハヒ」は、秩序化されない世界に存在すると認められていた。そのことは次の資料から説かれている。

④ 故、各依さし賜ひし命の隨に、所知看す中に、速須佐之男命、所命しし国を治さずて、八拳須心前に至るまで、啼き伊佐知伎。其の泣く状は、青山は枯山如す泣き枯らし、河海は悉泣き乾しき。是を以ちて、悪しき神の音なひは、狹蟻如す皆満ち、萬の物の妖悉発りき。

(神代記須佐之男命の涕泣段)

この傍線部④に記される無秩序の状態は、神代記天之石屋戸段では「萬の神の声は、狹蟻那須満ち、萬の妖悉発りき」と記し、同天孫降臨段では「豊葦原之千秋長五百秋之水穂国は、伊多久佐夜藝豆有り那理」とし、神代紀九段本文では「多に螢火の光く神、及び蟻声す邪しき神有り。復草木咸に能く言語有り」と記す。この「ワザハヒ」は音声・光という現象を通して認識されるのであり、秩序

化されないものの内在として意識されていたと考えられよう。

来目歌が「妖氣」を掃討するものと認識されていた②の資料から考へるなら、来目部という集団の職能、そしてその伝承は、ヘワザ（⁽¹⁾）を視点に据えて考察する必要があらうかと思われる。

口、来目部と「謡」

来目歌は「謡」字で表示されるが、この「謡」字は他にはヘワザ（⁽²⁾）の歌謡表示に用いられる（日本書紀）。この表示もまた上述の視点へとつながって行く問題を提起するが、来目歌の内実を説き明かす必要性をも語るものである。来目歌を戦闘歌謡とする論は多いが、歌の内実總てが戦闘を指示している訳ではない。来目部の職能と相俟つて考察されねばならない問題と言えよう。

大嘗祭において奏上される来目歌・来目舞が神武記紀の伝えと深くかかわることは言うまでもないことであろうが、宫廷儀礼歌として昇華・定着して行く以前の「ワザ」としての来目部の歌のありようを検討してみたい。

来目部の職能を明らかにするとともに、来目歌自身の内部検証が必要になる。紙幅の関係で詳細を尽くすことが出来ないが、特に日本書紀記載の来目歌の歌謡表示「謡」「歌」に焦点をあてて考察してみたい。

『一』「ワザ」と戦闘

来目歌に対する評価が、「妖氣」を掃討するものであることは《序（資料②）》で見てきたが、古代の戦闘とは、「妖氣→秩序化されないモノ」との戦いであつたと理解出来よう。敵対する集団に内在する「ワザハビ」とは、取りも直さずその集団を律するカミであつた

来目部の役割

と考えられる。そのカミを「撃ち和し、祭祀権を手に入れること」がその地を服属させることであるのは言うまでもない。そこでそのカミをシル（知・占・領）ためには、そのカミの実相を明らかにし、祭ることの出来る能力が必要にならうかと思われる。崇神記紀の大物主神祭祀の經緯を想起すればよい。夢に頼れたり（記）、倭迹迹日百襲姫命に憑ることにより（紀）、この神の神意であることが明らかになり、その祭祀がオホタタネコによつて執り行われるのである。

以下戦闘と祭祀にかかる記事を見てみたい。

①九月の甲子の朔戊辰に、周芳の姿慶に到りたまふ。時に天皇、南に望みて、群卿に詔して曰はく、「南の方に烟氣多く起つ。必に賊在らむ」^{中略}爰に女人有り。神夏磯媛と曰ふ。其の徒衆甚多なり。^{中略}一國の魁帥なり。天皇の使者の至ることを聆きて、則ち磯津山の賢木を抜りて、上枝に八握劍を掛け、中枝には八咫鏡を掛け、下枝には八尺瓊を掛け、亦素幡を船の舳に樹てて、参向て啓して曰さく、「願はくは兵をな下しそ。我が属類、必に違きたてまつる者有らじ。今將に帰徳ひなむ。」

（景行紀十二年条）

②冬十月に、碩田国に到りたまふ。中略速見邑に到りたまふ。
女人有り。速津媛と曰ふ。一処の長たり。其れ天皇車駕すと聞りて、自ら迎へ奉りて詰して言さく、「茲の山に大きなる石窟有り。鼠の石窟と曰ふ。二の土蜘蛛有り。中略又直入県の禰疑野に、三の土蜘蛛有り。中略」とまうす。天皇惡したまひて、進行すこと得ず。中略則ち海石榴樹を採りて、椎を作り兵にしたまふ。因りて猛き卒を簡びて、兵の椎を授けて、山

を穿ち草を排ひて、稻葉の川上に破りて、悉に其の党を殺す。

中略
是の時に、禱りまつる神は、志我神・直入物部神・直入中
臣神、三の神ます。

(同右)

③六月の辛酉の朔癸亥に高来県より、玉杵名邑に度りたまふ。時
に其の處の土蜘蛛津頬といふを殺す。丙子に、阿蘇國に到りた
まふ。其の國、郊原曠く遠くして、人の居を見ず。天皇の曰は
く、「是の國に人有りや」とのたまふ。時に、二の神有す。^ア阿
蘇都彦・阿蘇都媛と曰ふ。^ア忽に人に化りて遊詣りて曰さく、
「吾二人在り。何ぞ人無けむ」とまうす。故、其の國を号けて
阿蘇と曰ふ。

(景行紀十八年条)

總て景行紀の征討伝承からの引用であるが、①②はヒトゴノカミ
(傍線部④⑤) である女性(④⑤)が服属して来る伝えであり、天
皇やその使者を迎える(⑤⑥)と記す。特に①で女性が「神」を冠
する名をもち、祭祀具を取り持つてぐことに服属のありようが如
実に表れている。②においても、傍線部④のようにその地(⑦)の
神を祭祀している。又傍線部⑤は来自歌との関連を想起させる。

現実の征討において、かようにスムースに祭祀権委譲が行われた
とは思われない。熾烈な戦いの後に服属はなされたものであろう
が、ともあれ祭祀が征討にとって重要な位置を占めていたことは理
解出来よう。このことは推古紀十年の新羅征討將軍来自皇子に「諸
の神部」を授けたという伝えからも確かめ得る。

資料③にはカミそのものの登場が描かれる。神が「人に化りて
(⑧)」と記すが、これは逆に言うなら本来人と異なる姿を持つて
いたということになろう。「阿蘇都彦」について、宣長は記伝で肥
後国阿蘇郡式内社健磐龍命神社を挙げ、「阿蘇都彦は、健磐龍命の

神靈なるべし」と指摘している。するとこの神の実相は蛇体であつ
たと考えられよう。その司祭者が「阿蘇都媛」であったと考えられ
る。ここは服属伝承ではないが、「人に化りて」と記す以上、カミ
の実相を認識していたと考えて良い。

敵対するものと対面する時、そこに内在するカミの実相を明らか
にしなければ、オモムケも遂行し得ないはずである。この対面とカ
ミの実相について見てみたい。

④余して日子番能迹々藝命、天降りまさむとする時、天之八衢に

居て、^ア上は高天原を光し、下は葦原中國を光す神、是に有り。
故余して、天照大御神・高木神の命以ちて、天宇受売神に詔ら

さく、「汝は手弱女人に有れども、伊牟迦布神と面勝神なり。

故専汝往きて問はむは、「吾が御子天降り為る道を、誰そ如此
て居る。」ととへ。」とのらす。故、問ひ賜ふ時、答へて白さ

く、「僕は國つ神、名は猿田毗古神なり。出で居る所以は、天

つ神の御子天降り坐すと聞きつる故に、御前に仕へ奉らむとし
て、^ア参向へて侍り。」とまをす。中略 故余して、天宇受売命に

詔らざく、「此の御前に立ちて所仕へ奉りし猿田毗古大神は、
専ら所顯申しし汝、送り奉れ。

(神代記天孫降臨段)

⑤已にして降りまさむとする間に、先駆の者還りて白さく「中略」
皆目勝ちて相問ふこと得ず。故、特に天鉏女に勅して曰はく、
「汝は是、^ア目人に勝ちたる者なり。往きて問ふべし」とのたま

ふ。天鉏女、乃ち其の胸乳を露にかきいで、裳帶を脇の下に
抑れて、咲嚙ひて向きて立つ。中略 衛神^ア對へて曰はく、「中略
吾が名は是、猿田彦大神」といふ。時に天鉏女、復問ひて曰は
く、「中略」といふ。對へて曰はく、中略 因りて曰はく、「我」

「汝、顕しつるは汝なり。故、汝、我を送りて致りませ」 中略
「汝、顕しつる神の名を以て姓氏とせむ」とのたまふ。因りて、援女君の号を賜ふ。

(神代紀九段一書一)

④⑤ともに天孫降臨に際してアメノウズメがサルタヒコに対する場面である。サルタヒコは「伊牟迦布神(傍線部⑦)」であり、アメノウズメは「面勝神(⑤)・目人に勝つ神(⑥)」であると記される。サルタヒコの本性の知れる以前の姿が「光す神(⑦)」と記述されているのは、同じ神代紀九段の本文で、無秩序の葦原中国に「多に螢火の光く神」有りと記していることを想起させる。サルタヒコの日神としてのイメージとも説かれるが、ここにはマツロハヌモノの意識も働いていたと考えられよう。

この敵対する神が天孫を迎える(⑦)、名告ることをもってこれを服属伝承と説く説がある。確かに名告るのであるが、それはあくまでもアメノウズメの「顕(⑤⑥の)」を通してのものであった。アメノウズメの本縁は天之石屋戸段で「神懸(記)・顕神明之憑談(紀)」と記されるように、神懸かりの姿態にあつた。⑤の記述で「問ふ・對ふ」を反復するのは(④⑤のなど、資料では中略した部分にも見られる)、まさに、神懸かりの状態のアメノウズメの口を通じて、神と応答をする様を叙述したものであろう。そうでなければ、サルタヒコが「吾が名は(⑦)」と名告りながら、アメノウズメに対し「我を発顕しつるは汝なり(⑧)」と言うこと、またその姓氏について「汝、顕しつる名を以て(⑨)」としていることが理解出来ない。

アメノウズメは、「伊牟迦布神」を、神懸かりによってその実相を顯わし、目の呪力によって撃ち和すという伝えを持っていた。援

女は、儀礼の場に混入する邪靈を憑りつけ撃退する職能をもつて奉仕していたと考えられる。その姿態が傍線部⑦に記されるが、これは天之石屋戸段(記)にも見える。そしてそのことを紀の同段(神代紀七段本文)では「作俳優す」と記してくる。このワザヲキは、「伊牟迦布神→ワザハビ」の実相を明らかにし撃ち和す所作を示すと理解される。当然このような呪的能力は、古代の戦闘にとってなくてはならない重要な力であつたに相違ない。神武記の大久米命の「驟ける利目」の伝えは、来目部という表記と相俟つてアメノウズメの呪力との接点を伺わせる。

この「伊牟迦布神」と対面する伝えと、神武記紀の戦闘伝承とのつながりをつける重要な資料が次の天孫降段の記事である。

⑥一書に曰はく、天神、經津主神・武甕槌神を遣して、葦原中國を平定めしむ。時に二の神曰さく、「天に悪しき神有り。名を天津甕星と曰ふ。亦の名は天香香背男。請ふ、先づ此の神を誅ひて、然して後に下りて葦原中国を撓はむ」とまうす。是の時に、^⑦斎主の神を斎の大人と号す。此の神、今東國の穢取の地に在す。

(神代紀九段一書二)

「天香香背男」は九段本文割注引用の一書にも見える敵対する神で、前述の「光く神」としての属性を持っている。この神を撃退する武神経津主神が「斎主神」とされていることは注目に値する。「斎主」の記事が神武紀にも見えるからである。「斎主」の文字は日本書紀にはこの二例のみが見える。いずれも天神・天神之御子の先駆けとなる武神・武人が「斎主」となっている。

⑦九月の甲子の朔戊辰に、^{中略} 夢に天神有して訓へまつりて曰はく、「天香山の社の中の土を取りて、天平鏡八十枚を造り、

并せて嚴いつの冕かぶを造りて、天神地祇を敬ひ祭れ。亦嚴いつの呪詛のかづをせよ。如此せば、虜自あたづからに平き伏ひなむ」_(中略)諸神を祭いはひたまふ。此より始めて嚴冕の置有り。時に道臣命に勅すらく、「今高皇產靈尊を以て、朕親ら頭かぶ斎さいを作さむ。汝そなへを用て斎主さいしゆとして、授くるに嚴冕の号を以てせむ。其の置ける埴冕を名けて、嚴冕とす。又火の名をば嚴香來雷とす。水の名をば嚴罔象女とす。_(②)糧くらわんの名をば嚴稻魂女くわのねめのめのめとす。薪の名をば嚴冕山雷とす。草の名をば嚴野椎いつのとす」とのたまふ。

冬十月の癸巳の朔に、天皇、其の嚴冕の糧を嘗りたまひ、兵を勒つへて出でたまふ。先づ八十梶師を国見丘に撃ちて、破り斬り

(神武即位前紀戊午年条)

神武天皇が「顯斎」として「高皇產靈尊」となり、道臣命が「斎主(④)」となつて、大伴氏の遠祖日臣命(後に道臣と改名)、大来目を帥おほはつはものに督いくさの將きみとして(神武紀)と記されることを考えるなら、全くこの場面に無縁であるとは思ひがたい(後述)。ともあれ、この祭儀の中心は「嚴冕」に盛られた「糧」であろう。嚴を冠された祭祀具は総て食糧を調べる為のものであることから理解し得る。それは「嚴冕詛いつの」によって現出した神の世界で調べられた威靈力ある食糧であり、それを食べることによりその威靈力を身につける目的を持つていた。そのことは傍線部(⑦)に明らかである。「嚴冕」を据えることの起源として語られているが(⑤)、記紀には「嚴冕」の文字は他には見えず、「忌冕」の表記が三例見える。崇神記紀のタケハニヤスの反乱に際してのヒコクニブクが丸迹坂(記)・武鎧坂(紀)に据えた記事、孝靈記の「針間の氷河の前に、忌冕を居ゑて、針間を

道口と為て吉備國を言向け和しき」という記事に見える。總て戰闘伝承に現れるが、地境の祭儀として行われている。自身の神の加護を得て、対面する地の「ワザハヒ」を払う祭儀と指摘されている。軍事行動におけるこの食糧を中心とした祭儀は、来目部の職能を考察するに当たつて重要なポイントとなる。それは来目部の働きが食糧と密接にかかわっていたと考えられるからである。以下来目部と食糧について検討してみたい。

《一》来目部の伝え

イ、来目部の職能

①故余して、天津日子番能迄まぐさ藝命に詔らして、_(中略)天降り坐さしめたまひき。故余して、_(⑦)天忍日命・天津久米命の二人、天之石鞍いのくらを取り負ひ、頭椎かぶ之大刀を取り佩き、天之波士弓はしを取り持ち、天之真兒矢まこひやを手挾み、御前に立ちて仕つかへ奉りき。故、其の天忍日命、_{（此者大伴連等之祖ソ）}天津久米命、_{（此者久米之祖ソ）}

(神代記天孫降臨段)

②一書に曰はく、高皇產靈尊、天津彦國光彦火瓊瓈杵尊に裏せまつりて、_(中略)降おし奉る。時に大伴連の遠祖天忍日命、_(⑦)来目部の遠祖天穗津大来目を帥おほはつはものに立たて、背には天磐あま鞍くらを負ひ、臂には稜威の高鞆たかを著き、手には天権弓・天羽矢を捉り、八目鳴鑓はちめのめのめを副持つへ、又頭槌劍かしを帶きて、天孫の前に立ちて、遊行ゆぎき降おりりて、

(神代紀九段一書四)

③凡そ、此の倭建命、國を平げに廻り行し時、_(中略)久米直之祖、名は七拳脛、恒に膳夫と為て從ひ仕つかひ奉りき。

(景行記倭建命東征段)

④天皇、則ち吉備武彦と大伴武日連とに命せたまひて、日本武尊に従はしむ。^⑤亦七掬脛を以て膳夫とす。（景行紀四十年七月条）
 ⑤二年の秋七月に、百濟の池津媛、天皇の将に幸さむとするに違ひて、石川楯に姪けぬ。天皇、大きに怒りたまひて、^⑥大伴室屋大連に詔して、来目部をして夫婦の四支を木に張りて、仮廬の上に置かしめて、火を以て焼き死しつ。

（雄略紀）

⑥是の日に、將軍吹負、近江の為に敗られて特一二の騎を率て走ぐ。^{中略}葦池の側に戦ふ。^⑦時に勇士来目といふ者有りて、刀を抜きて急に馳せて、直に軍の中に入る。騎士繼踵りて進む。近江の軍悉に走ぐ。

（天武紀元年七月十三日条）

来目部・久米氏の問題で古來論議の中心となってきたのは、資料①②の傍線①の部の部分である。つまり大伴・久米を対等に記す古事記の伝えと、大伴が来目を率いる立場にある日本書紀の伝えどちらが本来的であるのかが争点となってきたのである。宣長は大伴連と久米直とはもと対等であつたが、久米氏が衰えたため、大伴氏の部民に編入されたと、古事記重視の立場を取り、篤胤は大伴氏が来目氏・来目部を支配したと、日本書紀重視の意見を説いた。^⑧しかし、古事記は久米直と記し、日本書紀は来目部と記すことから、両者を同次元ではとらえ得ない。そこで、大伴連と来目部とのあいだには、上下関係は確立しているが、大伴連と久米直とのあいだには、制度的に上下の関係が固定して成立しているのではないという見方が提出された。^⑨つまり来目部という集団を管掌する久米直氏があり、軍事的伴としての集団来目部は、多くの軍事的伴を統括する大伴氏に従属するが、久米直が氏としての立場を取るときは対等の関係として把握されるということであろう。記紀の記載から考へる

以上、この部と氏の区別は基本的態度として支持されねばならないであろう。神武紀は来目部として一貫して記してくる。資料⑤に見えるように大伴連が来目部を率いて活躍したことは疑いを入れる余地がない。大伴氏の家記を資料としていると言われる⑥の記事に「来目」が出ていることも注目されて良い。^⑩

大伴連・久米直（来目部）の祖が天孫降臨の前行（④⑤）をする姿は、まさに鞍負の伴として描かれている。この来目部の役割には次のような説明が為されている。一つには元々狩猟生活民であったものが膳夫として宫廷の食事に奉仕し、天皇の側近として仕えるようになり、更に軍事的任務に就くようになったとする説。^⑪いま一つにはそれと逆に、狩りや山菜の収穫という山の生活から武力を身につけ、大王家の権力補強のため大王軍に取り入れられたとする説^⑫とが有る。前者の説の「膳夫」は③④の傍線部亦⑤を念頭においての事であろうが、「宫廷の食事に奉仕」したという記事ではない。逆に後者の説明には「膳夫」としての役割についての配慮が欠けてい

る。

軍旅に膳夫が随行したことは、この他に景行紀十八年八月条にも見え、同五十二年十月条には「膳大伴部」の名が見える。神武記の来目歌伝承中にも「膳夫」が歌を聞いて土雲を擊つ記述が見えるが、紀に照らし合わせてみるとまでもなく、それは来目部の役割であったに相違ない。してみると、来目部の役割の鞍負・膳夫を段階的に区別したりする必要はなく、膳夫として仕えることが同時に鞍負として軍事に参加することであつたと理解するべきであろう。

軍事集団の膳夫は、食糧の調達・保存の能力に長けていなければならなかつたはずである。食事はその食物の持つ威靈力を身に取り

来目部の役割

入れることであり、その呪性故に前述の「巣篭」の祭儀にも来目部は当然奉仕した筈である。この靈力を取り入れる食事の際に、邪靈の混入は是非とも避けねばならなかつたのは当然のことである。職員令の内膳司の項に「掌らむこと、御膳を惣べ知らむこと、進食に先づ嘗みむ事」と毒味の規定が有るが、毒は取りも直さず邪靈の混入と看なされたであろう。特に討征における食糧は、異境の地で採取しなければならなかつたに違ひなく、食糧はその地の靈そのものとも考えられていた訳で、ヘワザハヒと密接にかかわるものでもあつたはずである。これを撃ち和す能力こそ来目部の重要な職能であつたと考へねばならない。食糧に内在するヘワザハヒを撃ち和す力（つまり食糧の保全であろう）については、来目歌（後掲）に「臭葷・椒」⁽¹⁶⁾が歌われ「撃ちてし止まむ」と歌い收めていることから推定し得る。

⑦ 薤 唐韻云薤

胡介反
與械同

葷菜也本草云葷味辛苦無毒

和名於
保美貌

葷 本草云葷

舉有反與玖同和名
古美良又菜惣名也

味辛酸溫無毒崔禹錫食經云葷食之除

（倭名類聚鈔卷十七）

⑧ 日本武尊、烟を抜け、霧を凌ぎて、遙に大山を徑りたまふ。既

に峯に達りて、飢れたまふ。山の中に食す。山の神、王を苦びしめむとして、白き鹿と化りて王の前に立つ。王異びたまひて、一箇の蒜を以て白き鹿に彈けつ。則ち眼に中りて殺しつ。中略 是より先に、信濃坂を度る者、多に神の氣を得て瘦え臥せり。但白き鹿を殺したまひしより後に、是の山を踰ゆる者は、蒜を嚼みて人及び牛馬に塗る。自づから神の氣に中らず。

（景行紀四十年是歲條）

（⑦）の葷についての資料（於保美貌・古美良）には、辛みや臭氣（葷）の説明が有り、「除病（①）」と記されている。葷菜の代表は蒜であり、この蒜が「神の氣」を払う伝えが⑧である（ル⑨）。「飢れたまふ。山の中に食す（⑩）」とあるのは、食事によつて靈魂の充足を図る姿である。この時に蒜を食べていたことが知られる。葷・蒜・山椒などの刺激的性質を持つものが、消毒・解毒に効果有ることは古くから知られており活用されていた。それが取りも直さず邪靈の撃退につながつて行くことを資料⑧は知らせてくれる。このような知識や、食物の毒性に関する知識（可食性の判断のみならず、加工技術をも含む）をもつて来目部は膳夫として扈從していただろう。

かような職能が来目部の役割であり、それが来目歌の詞章にも認められるとすると、それを手掛かりに来目歌全体の生成過程を考察することが可能であると思われる。

口、来目歌の生成過程

秋八月甲午の朔乙未に、中略 皇師に勞へ饗す。天皇、其の酒宍を以て、軍卒に班ち賜ふ。乃ち御謡して曰はく、謡、此をば字哆預

羅といふ。

菟田の 高城に 鳴鶴張る 我が待つや 鳴は障らず いすくはし 区施羅障り 前妻が 看乞はさば 立稜麦の 実の無けくを 幾多齋ゑね 後妻が 看乞はさば 斎賢木 実の多けくを 幾多齋ゑね

是を來目歌と謂ふ。今、樂府に此の歌を奏ふときには、猶手量の大きさ・小ささ、及び音声の巨さ・細さ有り。此古の遺式なり。冬十月の癸巳の朔に、天皇、其の巣篭の糧を嘗りたまひ、兵を

来目部の役割

(2)

勒へて出でたまふ。先づ八十梶帥を国見丘に撃ちて、破り斬り
つ。中略 乃ち御謡して曰はく、

神風の 伊勢の海の大石にや い這ひ廻る 細螺の 細螺
の 吾子よ 吾子よ 細螺の い這ひ廻り 撃ちてし止まむ

撃ちてし止まむ

謡の意は、大きなる石を以て其の国見丘に喩ふ

既にして、余の党猶繁くして、其の情測り難し。乃ち顧に道臣

命に勅すらく、「汝、大来目部を帥るて、大室を忍坂邑に作り

て、盛に宴饗を設けて、虜を誘りて取れ」とのたまふ。道臣

命、是に、密の旨を奉りて、中略 「酒酣の後に、吾は起ちて歌

はむ。汝等、吾が歌の声を聞きて、則ち一時に虜を刺せ」とい

ふ。中略 時に、道臣命、乃ち起ちて、歌して曰はく、

忍坂の 大室屋に 人多に 入り居りとも 人多に 来入り

居りとも みつみつし 来目の子等が 頭椎い 石椎い持ち

撃ちてし止まむ

(3)

中略 皇軍大きに悦びて、天を仰ぎて咲ふ。因りて歌して曰は

く

今はよ 今はよ ああしやを 今だにも 吾子よ 今だにも

来目部が歌ひて後に大きに晒ふは、是其の縁なり。又歌して

曰はく、

夷を 一人 百な人 人は云へども 抵抗もせず

此皆、密旨を承けて歌ふ。敢へて自ら専なるに非ず

而るに介胄の士、疲弊ゆること無きにあらず。故に、聊に御謡

を為りて、将卒の心を慰めたまふ。謡して曰はく、

(4)

楯並めて 伊那嗟の山の 木の間ゆも い行き瞻らひ 戦へ
ば 我はや飢ぬ 嶋つ鳥 鶉飼が徒 今助けに來ね
十有二日の癸巳の朔丙申に、中略 昔孔舎衛の戦に、五瀬命、
矢に中りて薨りませり。天皇銜ちたまひて、常に憤懣を懷きた
まふ。此の役に至りて、意に窮誅さむと欲す。乃ち御謡して曰
はく、

みつみつし 来目の子等が 垣本に 栗生には 菖一本 其
根が本 其ね芽繁ぎて 撃ちてし止まむ

又謡して曰はく、

みつみつし 来目の子等が 垣本に 植ゑし山椒 口疼く
我は忘れず 撃ちてし止まむ

(5) (6)
因りて復兵を縱ちて急に攻めたまふ。凡て諸の御謡をば、皆來
目歌と謂ふ。此は歌へる者を的取して名くるなり。

来目歌の構成については、土橋寛氏の分析が現在でも中心となつ
てゐる。氏の分析は古事記の記載を対象としてもので、詞章（特に
「撃ちてし止まむ」を中心とする）を手掛かりに古事記の記載順の
まま三群に分けられた。歌謡研究において詞章を重視するのは当然
であろうが、逆に古事記の形に定着する時に詞章を手掛かりに構成
し直した可能性も考えねばならないであろう。その意味において古
事記の記載順・群としてのまとまりには疑問が残る（後述）。古事
記が歌い手を、明示はしないがたぶん總て天皇にしていてことにも
資料としての不安定さが感じられる。一方日本書紀は長大な物語り
構想のうえにまとめられ、歌の縁起も詳しく述べているが、反面、
「今、樂府に（四）」などと現在性を持つ説明があり、資料の本来
的姿の継承を思わせる。わけても「謡」字による歌謡表示は注目に

そこで本稿は日本書紀の来目歌を対象として分析してみたい。

①から⑥まで日本書紀の記載順・群としてのまとまりによって記号を付した。このまとまりの中で注目されるのは、一つには「来目歌」という歌謡名の注記が①と⑥と二箇所に見えること、いま一つには歌謡表示が「謡」と「歌」と二種類になっていることである。両者は無縁の問題ではなく、共に③の独立性を示しているものと思われる。「謡」字の使用は資料性の違いのためであると説かれるが、(18)「歌」字で記された資料からの③群が間に入ったために「来目歌」注記が二箇所に必要となつたものかと考えられる。

来目部の役割

大来目部を帥みて、密の策を奉承けて、能く諷歌倒語を以て、妖氣を掃ひ蕩せり」の傍線部と一致する（㊳⑥⑦）ことが注目される。この三点の特徴は、明らかに他の「譜」字の来目歌とこの③のまとまりとが性質を異にしていることを物語っている。氏族名大伴と集団名来目部を前面におし出したこの③の部分は、「諷歌倒語」の由来と呼応することを勘案するなら、大伴氏伝承と密接にかかわっていることを示唆する。傍線部⑤に見られるように、大伴氏の祖道臣命が大来目部を帥いる姿の主張は天孫降臨の姿（紀九段一書四）と共に通し、大伴氏の関与を首肯させる。集団としての来目部が大伴氏に従属した時（二二のイ参照）、来目部の伝えもそれに合わせて再編成されたと考えられる。それが大伴氏の功績「諷歌倒語」の由来

としてまとまって来たものと推測される。故にこの③の部分が「密の旨を奉りて(⑦)」と「諷歌倒語」の由来と同じ記述がなされているのですると、来目部の本来持ち伝えた姿とこの③の叙述には大きな隔りがあると言えよう。傍線部⑤の「今来目部」^レといつき離した叙述のされ方は、その経緯をうかがわせる。この傍線部⑤は「皇軍大きに悦びて、天を仰ぎて咲ふ」という部分を受けて記されており、歌の内実とはかわらない。古事記の「コハアザワラフゾ」という注記のような詞章の説明でもなく、①の傍線部④のような歌の奏上のありさまを伝えるものでもない。縁起的叙述「天を仰ぎて咲ふ」を用いることにより、「今」の来目部のありようの「起源」を説明しているに過ぎない。言い換えるならば、この③の叙述は「諷歌倒語」の起源説明のために編成されたものと言えよう。言うまでもなく「今」の来目部は、大伴氏に率いられるものであろう。その姿は大伴氏の征討伝承の中で型取られたものと思われる。

来目歌及び来目部の身体による表現が大伴氏の従属下に於て再編成され、その物語的まとまりが③の部分であるとすると、この部分が、「歌」字で表示されているのは「諷歌倒語」の称と対応していると考えてよからう。勿論この部分だけが大伴氏の影響を受けた訳ではなく、他の伝えも当然大伴氏従属下の集団としての来目部内部に存在していたのであり、征討伝承としての位置付けもなされて来たはずである。その總体としてのありようが、③の姿に結実し、独自の地位を与えられたのである。言わば来目部が大伴氏に率いられる姿のエッセンスが③の形でまとめられたのである。来目部の奉仕の本来的姿は「膳夫」としてあつたとしても、鞍負の伴として描かれる時、③の姿に昇華してゆかざるを得なかつたものと考えられ

る。

この③の段階が、鞍負の伴としての姿を起源説明的にまとめられたものであるのに対し、来目歌はいま一つの展開を辿った形跡がある。それは「樂府（傍線部②）」への吸收である。おそらくは征討

伝承としての背景をもつて吸收されたのであろうが、ここで注目されることは、その所作が古くからの体の伝えに支えられていたと考えられることがある（傍線部②）。この所作は戦闘を思わせる詞章の無い歌謡に附隨していることもまた注目されて良い。つまりこの来目歌、来目部の身体による表現は本来戦闘そのものに有効性を持つものではないことが考えられるのである。「諷歌」という評価、「謡」という独特の表示方法からするなら、来目歌には独自の呪力を認めていたことは疑い得ない。その呪力は当然来目部の職能に連したものと考えられる。それは①の場面が「饗」であること、③が「宴饗」であること、④に「疲弊」が記され、歌に「我はや飢ぬ」とあることから、「膳夫」としての役割こそが、来目歌の呪力発揮の場であると理解できよう。では来目部本来の歌謡の有り方とはどのようなものだったのであろうか。

「謡」で記される来目歌の特徴をまとめると、食物採集生活の歌と言うことが出来よう。①⑤は特にその傾向が強い。このことからも古事記の群のまとまりには内実とかけ離れた面が伺われる。⑤については先に述べたように、来目部の職能に深くかかわる。靈力の充足のための食事という観点からすれば、④もそこに含み込まれるし、②の「細螺」もまた食物であつたかもしれない。ともあれ①の歌などは、古事記では「イノゴフ・アザワラフ」と注記され、日本書紀では①のように伝えられ、身体による表現「ワザ」を伴って

いたことが解る。その所作は古くからの伝えに支えられていた。来目部が部民として諸国から招集されたのであれば、地縁・血縁の希薄な集団として、職能、またそれにまつわる歌の伝習が不可欠であったと考えられる。

来目部内部で伝習された「ウタ・ワザ」があるものは「樂府」に吸收され、あるものは大伴氏の功績「諷歌倒語」の起源説明として統合化されていった訳であるが、その背後に潜んでいるのは、征討に扈從した来目部の役割としての呪力であった。そして又、それらの資料としての差異故に、「来目歌と謂ふ」という注記が二箇所に記されてきたと考えられよう。

《結》「ワザ」と「謡」

来目部が征討に「膳夫」として扈從し、異境での食事においてそこに内在する「ワザハヒ」を擊ち和したこと、来目歌は本来その職能を支える歌謡であり、征討伝承に組み込まれる形で「歌」と表記される一群が出来上がり「諷歌倒語」と評価されて来たことを述べてきた。そこで本来来目部の職能を支えた「謡」の歌群が何故「謡」と表記されているのかについて述べ結論としたい。

「謡」字は他に「ワザウタ」の表示に用いられる。「ワザウタ」について詳しく説くには紙数が許さないので、誤解を恐れず一言で言うなら、「ワザウタ」はそれだけでは自立し得ないものである。事件が有り、「ウタ」があつたとしてもその両者はすぐには結び付き得ない。人の解釈が入つて初めて「ワザウタ」とはなり得るのである。一〇七の「ワザウタ」には「時人、前の謡の應を説きて」と記し、一〇九の一にも「或人、説て」と記す。およそ「ワザ」

(→神意)が現れるのは、なんらかの現象によるものであろう。しかし、現象「ウタ」のみではその本意は理解出来ず、神意を読み取るもののがいて初めて「ワザウタ」になり得たはずである。対面する神が「光く神」(前述)であつても、その本性は神懸かりといふ「ワザ」(→行為)を通してしか明らかにならないのと同じである。現象に對面した時、「ワザ」(→神意)はその向こうの世界にある。その神意をこちらの世界に引き出すためには特殊な行為「ワザ」が必要であった。来目部が異境で対面する食物の本性を引き出すためにはやはり、「ワザ」(→行為)が用いられたのであろう。その呪力を認めての「謡」字表記であったと考えたい。

付1、
・『古事記』は岩波書店刊日本思想大系本『古事記』に拠り、適宜表記を改めた。
・『日本書紀』は岩波書店刊日本古典文学大系本『日本書紀』に拠り、適宜表記を改めた。

付2、
本稿は昭和六十三年三月の第三三九回古代文学会例会で発表したものと論述した。席上貴重な御意見をおよせ下さった方々に、記して感謝する次第である。

注(1) 「ワザ」については、増井元氏が、「言語」とのかかわりから、積極的に文芸史的位置付けを試みている。「わざ」の言語——文学史的古代の構想にむけて——(『上代文学論叢』笠間書院刊)所収。本稿では「ワザ」の全体像を伺うための糸口としてこの視点を据える。操作論としては逆のたどり方になるため、あえて「ワザ」の定義を避けたが、「神意」としての「ワザ」と所作としての「ワザ」とについて考察する。

(2) 「歌謡表示」という呼称は、斎藤静隆氏「日本書紀『來目歌』伝承の形成序説」(『上代文学第四十三号』所収)に拠る。

(3) 土橋寛氏「久米歌」と英雄物語——英雄時代の問題によせて——(『古代歌謡論』三一書房刊所収) 上田正和氏「戦闘歌舞の伝流——久米歌と久米舞と久米集団と——」(『日本古代國家論究』塙書房刊所収) 林屋辰三郎氏「久米部・志志部の歌舞」(『中世芸能史の研究』岩波書店刊所収) 《二》章で述べるが、全て『古事記』の記載を中心についている。

(4) 阪下圭八氏「久米歌の形成・序説」(東京経済大学六十五周年記念論文集)所収、後、日本文学研究資料叢書『古事記・日本書紀』(有精堂刊所収) 同氏「久米歌の源流——地をうつ儀礼をめぐって——」(東京経済大学人文自然科学論集)13号所収) 阪下氏は新室屋での大地をうつ呪法に基盤を求めていた。高橋富雄氏「神武歌謡の一考察」(東北大教養部紀要25号)所収) 氏は、本来戦闘にかかわりをもたなかつた歌・神武東征にかかわりをもたない歌などの分析をする。大橋信弥氏「久米部の歌舞について」(『日本史研究』15号)所収) 氏は、物語に合わせて歌謡が改変された可能性を説き、本来土風歌舞であったとする。また来目部を顕宗の名代・子代と考える立場を取る。斎藤静隆氏「『来目歌』の原質」(国学院大学大学院紀要第12輯)所収) 氏は生産生活の実修の祭儀から脱化・形成されたものとする。

(5) 神武記・八井耳命の後裔「阿蘇君」の注。なお「記伝」は筑摩書房版を用いた。

(6) 阿部寛子氏「猿田毗古の登場」(『お茶の水女子大学国文』61号)所収) 猿田正祝氏「猿田毗古神話の構造」(国学院大学文学研究科論集14号)所収) 両者はその服属対象について論が分かれる。

(7)拙稿「天宇受命伝承の本縁——「神懸」「為楽」「顯」によって表わされるもの——」(『日本文学論究』第四十五冊)所収)。

(8) 拙稿「猿女君と嶋之速賀——天宇受命伝承の本縁——」(『古事記年報』31号)所収)。

(9) そもそも食事 자체が、食物の威靈力を身に取り入れることであるとされる。古橋信孝氏「日本文芸史古代I」(第一部文芸の発生脚注)直木孝次郎氏「古代兵制史の研究」吉川弘文館刊)。

(10) 河出書房新社『古事記伝』(『本居宣長全集』筑摩書房刊)。

(11) 『古史伝』(『平田篤胤全集』名著出版刊)。

(12) 直木孝次郎氏「古代兵制史の研究」吉川弘文館刊)。

(13) この記事を含む大伴氏の家記の成立と、大伴氏伝承(来目とのかか)

(19) (18) (17) (16) (15) (14)

わりも含めて）の成立過程に関して、菅野雅雄氏は、天武朝、十三年十二月以前に、大伴御行が編纂したと説く。『大伴氏の伝承——旅人家持への系譜——』（桜楓社刊）。

直木季次郎氏前掲書。

上田昭氏前掲論文。

斎藤静隆氏注⁴論文に指摘がある。

土橋寛氏前掲論文。

斎藤静隆氏注²論文。

尾畠喜一郎氏は、『皇太神宮儀式帳』に、久米勝暦に伊勢国多気郡四箇郷を申し割いた記事が見えることから、海人部と久米氏との交流を指摘している。「久米歌と脅力譚と」（『古代文学序説』桜楓社刊所収）この見方からすると、「細螺」は、海人の貢上物と関連する食物と考える余地が生まれる。